２　第二号施行日から第三号施行日の前日までの間における改正後鉄道抵当法第四十三条第三項の規定の適用については、同項中「債務名義ニ係ル電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下同ジ）ガ裁判所ノ使用ニ係ル電子計算機（入出力装置ヲ含ム）ニ備フルファイル（以下単ニファイルト称ス）ニ記録セラレタルモノナル場合ニ在リテハ記録事項証明書（民事執行法第十八条の二ニ規定スル記録事項証明書ヲ謂フ以下同ジ）、債務名義」とあるのは、「債務名義」とする。

（開始決定に関する経過措置）

**第四十九条**　改正後鉄道抵当法第四十五条第二項及び第三項（これらの規定を改正後鉄道抵当法第七十八条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始される鉄道財団に対する抵当権の強制執行の事件（次条及び第五十一条において「改正後鉄道抵当権実行事件」という。）における開始決定について適用し、施行日前に開始された鉄道財団に対する抵当権の強制執行の事件（次条及び第五十一条において「改正前鉄道抵当権実行事件」という。）における開始決定については、なお従前の例による。

（競売及び競落に関する調書に関する経過措置）

**第五十条**　改正後鉄道抵当法第五十八条及び第六十三条（これらの規定を改正後鉄道抵当法第七十一条において準用する場合を含む。）の規定は、改正後鉄道抵当権実行事件における競売及び競落に関する電子調書の作成について適用し、改正前鉄道抵当権実行事件における競売及び競落に関する調書の作成については、なお従前の例による。

（記録事項証明書の送付に関する経過措置）

**第五十一条**　改正後鉄道抵当法第七十一条において準用する場合を含む。）、第七十九条及び第八十条第一項の規定は、改正後鉄道抵当権実行事件における記録事項証明書の送付について適用し、改正前鉄道抵当権実行事件における謄本の送付については、なお従前の例による。

## 第四章　公証人法の一部改正等

### 第一節　公証人法の一部改正

**第五十二条**　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第五十七条ノ三」を「第五十一条」に改める。

第二十五条第一項中「公証人ノ作成シタル証書ノ原本」を「公正証書」に、「、第五十八条ノ二第四項」を「（官公署ノ証明書、代理人ノ権限ヲ証スベキ証書、第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スベキ証書其ノ他公証人ノ取扱ヒタル事件ニ付公証人ガ取得シタル書面又ハ電磁的記録ニシテ法務省令ニ定ムルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）、第五十三条第五項」に、「第六十二条ノ三第三項」を「第五十八条第三項」に、「ハ事変ヲ避クル為ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ役場外ニ持出スコトヲ得ズ」を「ノ保存及廃棄ニ関スル規程ハ法務大臣之ヲ定ム」に改め、同項ただし書及び同条第二項を削る。

第四章及び第五章を次のように改める。

## 第四章　公正証書の作成等

### 第一節　総則

（法令に違反する事項等についての公正証書の作成の制限）

**第二十六条**　公証人は、法令に違反する事項、無効な行為及び行為能力の制限によって取り消すことができる行為について、公正証書を作成することができない。

（公正証書の用語）

**第二十七条**　公証人は、日本語で公正証書を作成しなければならない。

### 第二節　公正証書の作成

（嘱託の方法等）

**第二十八条**　嘱託人は、公正証書の作成を嘱託する場合には、法務省令で定めるところにより、公証人に対し、官公署の作成した印鑑に関する証明書又は署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録であって法務省令で定めるものをいう。第三十二条第三項において同じ。）を提供する方法その他の法務省令で定める方法により、嘱託人が本人であることを明らかにしなければならない。

（通訳人）

**第二十九条**　公証人は、嘱託人が日本語に通じない場合又は嘱託人が聴覚、言語機能若しくは音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることが困難であり、かつ、当該嘱託人が視覚障害その他の障害により視覚により表現を認識することが困難である場合若しくは当該嘱託人が文字を理解することが困難である場合において、公正証書を作成するときは、通訳人に通訳をさせなければならない。

（証人）

**第三十条**　公証人は、嘱託人が視覚障害その他の障害により視覚により表現を認識することが困難である場合又は嘱託人が文字を理解することが困難である場合において、公正証書を作成するときは、証人を立ち会わせなければならない。

（映像等の送受信による通話の方法による通訳等）

**第三十一条**　前二条の場合において、公証人は、嘱託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、公証人並びに嘱託人及び通訳人又は証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせ、又は証人を公正証書の作成に立ち会わせることができる。

（代理人による公正証書の作成の嘱託）

**第三十二条**　公正証書の作成の嘱託は、代理人によってすることができる。

２　前項の規定による嘱託は、法務省令で定めるところにより、公証人に対し、代理人の権限を証する書面又は電磁的記録を提供してしなければならない。

３　前項の書面又は電磁的記録が第五十二条第一項の規定による認証を受けていない私署証書又は第五十九条第一項の規定による認証を受けていない電磁的記録であるときは、公証人は、当該書面又は電磁的記録のほか、官公署の作成した印鑑若しくは署名に関する証明書又は署名用電子証明書等を提供させなければならない。ただし、当該書面又は電磁的記録が真正であることが公証人の保存する書面又は電磁的記録から明らかであるときは、この限りでない。

（通訳人等に関する規定の準用）

**第三十三条**　第二十九条から第三十一条までの規定は、前条第一項の規定による嘱託をした代理人について準用する。

（第三者の許可等があったことの証明）

**第三十四条**　公証人は、第三者の許可又は同意を得なければならない行為について公正証書を作成するには、法務省令で定めるところにより、その許可又は同意があったことを証する書面又は電磁的記録を提供させなければならない。

２　第三十二条第三項の規定は、前項の書面又は電磁的記録について準用する。

（通訳人等の選定等）

**第三十五条**　通訳人及び証人は、嘱託人（代理人によって嘱託された場合にあっては、その代理人。第三十七条第二項、第四十条第三項及び第五十二条第二項において同じ。）が選定しなければならない。

２　証人は、通訳人を兼ねることができる。

３　次に掲げる者は、証人となることができない。

一　未成年者

二　第十四条各号に掲げる者

三　嘱託事項について利害関係を有する者

四　嘱託事項について代理人である者又は代理人であった者